

## S44-1 地域薬局を取り巻く最近の状況：地域の健康情報拠点としての期待、薬機法施行と関係者の役割

○齋藤 充生<sup>1</sup>

<sup>1</sup>帝京平成大薬

平成 25 年 6 月の日本再興戦略では、「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。」とされた。平成 26 年 1 月の「薬局の求められる機能とあるべき姿」では、現状の処方せん調剤に著しく偏重している状態から脱却し、患者治療歴に加えて患者の健康食品等の摂取歴やその背景事情を把握した上で、薬物療法を主としたトータルな薬学的管理に基づいた助言等を行うなど、患者の薬物療法全般の責任者としての役割が求められている。平成 26 年 4 月の診療報酬等の改定でも、かかりつけ薬局の機能強化、薬物治療の経過観察とマネジメントが挙げられ、同時期に薬局でも基準を満たせば検体測定室として自己採血による検査が可能となった。平成 26 年 6 月の薬剤師法改正では、従来の「情報の提供」が「情報の提供及び指導」と改定され、薬学的知見に基づく指導が重視された。平成 26 年 11 月の薬事法から薬機法への改正では、法の目的等の見直しとして、薬害の再発を防止するため、製造販売業者だけでなく、薬剤師を含めた医薬関係者に責務が明記され、医薬品等を使用する国民の役割として、医薬品等の適正な使用や有効性及び安全性の確保に関する知識と理解を深めることが挙げられた。このように、この 2 年間で薬局や薬剤師をとりまく環境は大きく変化し、地域の健康情報拠点として薬局をハブとした双方向の情報のやりとりが求められている。